

島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(土石流影響評価)

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別、 目録番号	図書名称	該当頁					
設置変更許可 審査からの 申送り事項 No.147	ヒアリング (2020.7.29)	—	設置許可 まとめ資料 6条	島根原子力発電所2号炉 外部からの衝撃による損傷 の防止(6条)	6条-別添 1(外事)-1- 別添12-29	土石流危険区域⑦について、土石流により倒壊、 転倒及び活動する施設の有無、並びにそれら事 象が防波壁に及ぼす影響を整理して説明するこ と。	今回回答	防波壁と隣接している管理事務所4号館について、土石流による倒壊または滑動によつて 防波壁への影響がないことを確認しました。	NS2-補-018-01改03「発電用原子炉施設に 対する自然現象等による損傷の防止に関す る説明書に係る補足説明資料」6. 土石流 影響評価について	主な説明事項 【1-10】 (分類【B】)

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(土石流影響評価)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
1	NS2-補-018-01改02	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.8	表6-2の土砂の衝突高さ計算値について、誤記を修正しました。(下線部参照) (旧)0.27 (新)0.33	2022/2/9	
2	NS2-補-018-01改03	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.4	管理事務所4号館の減築の目的を明確化するため、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)なお、管理事務所4号館は防波壁側の1スパン(約7m)を減築することにより防波壁との離隔距離を確保することで、倒壊による影響範囲に防波壁が含まれないよう対策を行う。 (新)なお、管理事務所4号館は、地震による波及的影響の防止を目的として、防波壁側の1スパン(約7m)を減築することにより防波壁との離隔距離を確保することで、倒壊による影響範囲に防波壁が含まれないよう対策を行う。	2022/3/10	
3	NS2-補-018-01改03	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.6,17	荷重算定条件を明確化するため、断面図の寸法を適正化しました。	2022/3/10	
4	NS2-補-018-01改03	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.6	風荷重との組合せを考慮する根拠を明確化するため、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)考慮すべき荷重は、常時作用する荷重(自重及び積載荷重)、土石流による土砂の衝突荷重及び風荷重を考慮する。 (新)考慮すべき荷重は、常時作用する荷重(自重及び積載荷重)及び土石流による土砂の衝突荷重を考慮する。また、管理事務所4号館は風荷重の影響が土石流による土砂の衝突荷重に対して大きいと考えられることから、風荷重との組合せを考慮する。	2022/3/10	
5	NS2-補-018-01改03	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.7~16	「b. 土砂の衝突荷重」において、土石流衝突荷重の算定方法、土質定数等の設定値の設定方法及び適用性の詳細についての記載を拡充しました。	2022/3/10	
6	NS2-補-018-01改03	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.18~20	風荷重の算定条件を明確化するため、算定式の記載を適正化しました。 また、以下の表を追加し、以降の表番号を適正化しました。 表6-5 風荷重の算定条件 表6-6 管理事務所4号館の風力係数及び見付面積	2022/3/10	
7	NS2-補-018-01改03	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.20	底面地盤のせん断抵抗力の算定条件を明確化するため、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)C:底面と地盤との間の粘着力( $C=0$ ) A:底面の有効載荷面積 V:底面に作用する鉛直力 (新)C:底面と地盤との間の粘着力( $=0$ ) A:底面の有効載荷面積( $=229\text{ m}^2$ ) V:底面に作用する鉛直力( $=7647\text{ kN}$ )	2022/3/10	
8	NS2-補-018-01改03	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.20	誤記を修正しました。(下線部参照) (旧)・・・基礎底面の摩擦力として0.4~0.6が示されていることを踏まえ、・・・ (新)・・・基礎底面の摩擦係数として0.4~0.6が示されていることを踏まえ、・・・	2022/3/10	
9	NS2-補-018-01改03	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.21~25	(参考資料1)として、基準地点を流下する土石等の量の設定に用いる、土石流危険渓流の自社調査結果を追加しました。	2022/3/10	
10	NS2-補-018-01改03	発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料	P.26~29	(参考資料2)として、土石流危険渓流の自社調査と島根県による調査の比較結果を追加しました。	2022/3/10	